

令和5事業年度 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等 支給関係業務事業計画変更

令和5事業年度における特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、給付金等の支給を行うものである。
2. 法第37条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される交付金として、

	(117,529,559 千円)
交付金	<u>117,686,152 千円</u>

を受け入れることを予定している。

3. 前記2の交付金等により、法第3条（給付金）、法第7条（訴訟手当金）、法第8条（追加給付金）、法第12条（定期検査費）等の規定による給付金等として、

	(131,648,781 千円)
給付金等	<u>144,755,572 千円</u>

を支給することを予定している。

注 括弧内は事業計画変更前の金額である。
下線分は事業計画変更後の金額である。